

二法人統合に関する意見聴取資料（議論用論点メモ）

資源エネルギー庁

「新法人は、我が国唯一の中核的な原子力研究開発機関と位置付けられるもの」（基本的な考え方）であり、その事業の内容や方向性は原子力政策上も非常に重要なものと認識。

原子力研究開発は科学技術の側面のみならずエネルギー政策を始めとする多くの政策分野に渡る性格を有するという性質を本来有している上、以下に述べる様々な論点もあることから、原子力委員会がイニシアティブを取って幅広く議論を重ね、重要な事業方針を具体的に決定するべきではないか。

1．原子力長期計画との関係の整理

新法人の設立時期が2005年頃になることから、現行原子力長期計画との関係をどのように整理するべきか。

新法人の事業実施に当たって、新法人はどの程度、原子力長期計画に忠実に従うべきとしているのか。

2．国として整備・維持するべき原子力研究開発インフラについてのビジョンが必要ではないか。

3．素案について（総論）

エネルギー利用を大きな目的とする分野においては、原子力施設の建設運転を行う等多額の資金を要する研究開発を行う場合には、エネルギー政策面及び当該技術の需要面からの明確な位置付けを求めるべきではないか。

総合科学技術会議の「15年度概算要求における科学技術関係施策の優先順位付けについて」（平成14年11月11日）において「B」「C」評価となった事項の取扱い。

4．素案について（各論）

高速増殖炉技術の研究開発の進め方。

- ・ 実用化戦略調査研究、「もんじゅ」、「常陽」等の間の一層の明確化
- ・ 研究開発ペースの取扱い。

革新炉研究（実用化戦略調査研究を含む）における核燃料サイクル技術の研究開発との一体性の重要性。

プルサーマルMOX燃料の再処理技術研究の重要性。

革新的水冷却炉や高温ガス炉について、エネルギー目的利用に関する位置付け問題。

原子力安全に関する中立的・客観的な試験研究機能の維持の重要性。（原子力安全委員会及び規制当局との連携。）

5．その他

「原子力研究開発予算」の整理を、より理解しやすいものとするべきではないか。